

物価高騰等総合支援資金（事業）の延長について

区内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、今年度から実施している「物価高騰等総合支援資金」について、物価高騰など厳しい経営環境が続いている状況を鑑みて、当初9月末までとしていた当該緊急資金（利子補給、信用保証料補助）の申請期間を下記のとおり延長する。

記

1. 資金名称 物価高騰等総合支援資金
2. 制度概要
あつ旋限度額：1,000万円
資金使途：運転資金・設備資金
事業者負担利率：3年間無利子、4年目以降0.2%以内
（区負担利率：3年間1.6%、4年目以降1.4%）
信用保証料：全額補助
3. 対象者
(1)物価高騰の影響を受けていること
(2)原則、最近3ヶ月間の売上高（受注高）もしくは売上総利益額が前年同期と比較し5%以上減少していること
4. 実績
利用（借入額）状況（令和5年4～7月末現在）
(1)あつ旋状況 176件 1,569,800千円
(2)実行状況 95件 795,000千円
5. 期間延長 令和6年3月29日（金）まで申請期間を延長する
6. 周知方法 広報しながわ（9月1日号）、区ホームページへの掲載
メールマガジンの配信、事業者向け周知チラシ
7. 予算 260,273千円（利子補給および信用保証料補助）
※令和5年度物価高騰等総合支援資金（当初予算）により対応